を改正する条例

〇公益認定等委員会条例

(私学文書課) (県立大学室)

> 一九 五

同

○手数料条例の一部を改正する条例

○地方拠点都市地域の拠点地区における県税の特例に関する条例の一部を

(警察本部運転免許課)

Ξ

財

政

課)

 $\frac{-}{\circ}$

税

務

課

○原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部を改

○振興拠点地域の重点整備地区における県税の特例に関する条例の一部を 正する条例 号外第3号

次

目

例

○職員定数条例の一部を改正する条例

○公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 ○教育振興審議会条例

○県立高等学校将来構想審議会条例 ○指導力不足等教員審査委員会条例の一部を改正する条例

○附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部

○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

宮

○職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する

条例の一部を改正する条例

○公立大学法人宮城大学評価委員会条例

〇公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

改正する条例

行 城

(総務部私学文書課) 宮城県仙台市青葉区 電話 022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

本町三丁目8番

宮 ページ

○感染症診査協議会条例の一部を改正する条例

(疾病・感染症対策室)

<u>二</u> 五

(長寿社会政策課)

一四 _ 四

(医療整備課)

○肝炎対策協議会条例の一部を改正する条例

〇高齢者権利擁護推進委員会条例

○衛生技術者養成施設条例の一部を改正する条例

○簡易給水施設等の規制に関する条例の一部を改正する条例

(食と暮らしの安全推進課)

_ 四 \equiv

環境生活総務課)

○衛生試験手数料条例の一部を改正する条例 ○住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

改正する条例

(教育庁教育企画室) (企業局公営事業課) ○職業能力開発校条例の一部を改正する条例 ○富県宮城推進基金条例

入

事

課

○後期高齢者医療財政安定化基金条例 ○薬事法施行条例の一部を改正する条例 ○心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例

同

教育庁教職員課

Ξ

(教育庁高校教育課)

Ξ

入

事

課

職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

条

例

平成二十年三月二十五日

同 同

兀 四 Ξ

○宮城県条例第一号

職員定数条例の一部を改正する条例

○屋外広告物条例の一部を改正する条例

○農業実践大学校条例の一部を改正する条例

都市計画課)

(農業振興課) 二八

(産業人材・雇用対策課)

二八

二八

(国保医療課)

二七 二六 五

薬

務

課)

(障害福祉課)

同

五五

(経済商工観光総務課) 二七

井 嘉

村

浩

宮城県知事

第二条第一項第一号中「五、二八九人」を「五、二二九人」に改め、同項第十一号中「一九、二九 職員定数条例(昭和三十三年宮城県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

七人」を「一九、一九四人」に改める。 第四条第一項に次の一号を加える。

職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年宮城県条例第八十九号)第二条の承認を受け

第四条第二項中「第九号」を「第十号」に改める。

則

附

同

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

同

(市町村課)

○宮城県条例第二号 公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する 平成二十年三月二十五日 宮城県知事 村 井

公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

公営企業の設置等に関する条例 (昭和四十九年宮城県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第二条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第三条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

第四条中「工業用地等造成事業及び」を削る。

教育振興審議会条例をここに公布する。

この条例は、

平成二十年四月一日から施行する。

則

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

○宮城県条例第三号

教育振興審議会条例

(設置)

第一条 教育委員会又は知事の諮問に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定及 び当該計画に関する重要事項を調査審議するため、宮城県教育振興審議会 (以下「審議会」とい

う。)を置く。

(組織等)

第二条審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、県の職員その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委

員会が知事の意見を聴いて任命する。

残任期間とする。

委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、

3

4 委員は、再任されることができる。

会長及び副会長)

第三条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

> 会長は、 会務を総理し、 審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理す

(会議)

嘉

浩

第四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる

審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない

審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

3

第五条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、十人以内とし、会長が指名する。

前二条の規定は、部会について準用する。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定

め る。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例 (昭和二十八年宮城県条例第六

十九号)の一部を次のように改正する

別表に次のように加える。

宮城県教育振興審議会の委員

出席一回につき

_

六〇〇円

六

級

県立高等学校将来構想審議会条例をここに公布する。

前任者の

平成二十年三月二十五日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

○宮城県条例第四号

(設置)

県立高等学校将来構想審議会条例

城 県

るූ

公

報 2

び当該構想に関する重要事項を調査審議するため、県立高等学校将来構想審議会 (以下「審議会」

という。) を置く

(組織等)

2

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する

員会が任命する。 委員は、学識経験を有する者、県の職員その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委

委員の任期は、二年とする。 ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の

残任期間とする。

3

委員は、再任されることができる。

4

(会長及び副会長)

第三条審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

会長は、会務を総理し、審議会を代表する

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理す

(会議)

第四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない

2

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

宮

第五条審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

部会に属すべき委員は、十人以内とし、会長が指名する。

2

3 前二条の規定は、部会について準用する

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定

める。

附

則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

(3) 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六

> 十九号) の一部を次のように改正する 別表に次のように加える。

教育委員会の諮問に応じ、県立高等学校の在り方に関する総合的かつ基本的な構想の策定及

県立高等学校将来構想審議会の委員

出席一回につき - 1、六〇〇円

六

級

宮城県知事

村

井

嘉

浩

平成二十年三月二十五日

指導力不足等教員審査委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する

○宮城県条例第五号

指導力不足等教員審査委員会条例の一部を改正する条例

の他の児童又は生徒に対する指導に関する専門的知識を有する者及び県の区域内に居住する保護者 (親権を行う者及び未成年後見人をいう。)である者」に改める。 第二条第二項中「教育、医療、法律等に関し優れた識見を有する者」を「教育学、医学、心理学そ 指導力不足等教員審査委員会条例(平成十七年宮城県条例第九号)の一部を次のように改正する。

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

○宮城県条例第六号

県立学校条例の一部を改正する条例

県立学校条例(昭和三十九年宮城県条例第十六号)の一部を次のように改正する

に改め、同条第五項中「千六百八十円」を「千七百五十円」に改める。 〇円」を「三一、四〇〇円」に、「一、六八〇円」を「一、七五〇円」に、「八〇〇円」を「八二〇円」 第六条第一項の表高等学校の項中「一一五、二〇〇円」を「一一八、八〇〇円」に、「三一、二〇

則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公

第十一条の

第

|項の表四級地の項を削り、

同表五級地の項中「五級地」

を「四級地」

に改める。

第五条の二中「第五条第十一項」

を「前条第十一項」

に改める。

|年宮城県条例第二十九号)

の

部を次のように改正する。

職

『員の給与に関する条例(昭和三十二

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第十一

条の五第一項中「又は四級地」

宮城県条例第八号

内)

を「

百分の八以内」に改め、「それぞれ」

を削る。

第 第 第

 \mp

条の七第二項中「

百分の十二以内(人事委員会規則で定めるものにあつては、

 \mp Ŧ

条のI

三第三項中「百分の十」

条の六第三項中「百分の十」

を「 を「 を削る。

百分の六」 百分の六」

に、「百分の八」 に改める。

を「百分の四」

に改める。

百分の八以

4

別

表第七の二級地の項を削る。

施行期日

附

則

布する。

戍 |十年三月二十五日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

2

経過措置

この条例は、

平 成

二十年四月一日から施行する。

異動等に係る地域手当の支給及びこの条例の施行の日 (以下「施行日」という。) の前日において

以下この項において同じ。) に対する当該適用に係る

員が施行日にその在勤する公署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が施行日 改正前の職員の給与に関する条例第十一条の二若しくは第十一条の四の規定の適用を受けている職

に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する職員の給与に

同項中次の表の上欄に掲げる字句は、

る職員 (職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (平成十九年宮城県条例第四十六号)

この条例の施行の際現に改正前の職員の給与に関する条例第十一条の五の規定の適用を受けてい

則第十六項の適用を受けている職員を除く。

○宮城県条例第七号

附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する

九号)の一部を次のように改正する

別表保育士試験委員の項を削り、 同表に次のように加える。

宮城県後期高齢者医療審査会の委員 出席 回につ き 六〇〇円 六 級

報

ŏ

附

則

条例は、

平成

|十年四月|日から施行する。

ただし、

別表保育士試験委員の項を削る改正規定

第十一

条の一

第

一項の表に

Ιţ

公布の日から施行する。

職

員の給与に関する条例の

部を改正する条例をここに公布する。

宮城県知

村

井

嘉

浩

·成二十年三月二十五日

れぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 関する条例第十一条の五第一項の規定の適用については、

同条第二項の表に定める割合をいっ。)が当該異動等の日の前日に在立の項において「異動等前の支給割合(同条第二の項において「異動等前の支給」という。) 項第 又十 は一条 同条第一 上条級の |項の表に掲げ 地二の第一 頭の表 る 第十

う。) による改正前の第十一条の十年宮城県条例第八号。 以下「平職員の給与に関する条例等の一部 ||二第二項の表に||一年改正条例||1|||一日本の正する条例(平1 と成い二

第十一条の二第二項の表に定める支給割合をいう。)地域手当の支給割合 (平成二十年改正条例による改正前の異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは公署に係る第十一条の二第二項の表に定める支給割合をいう。)が当該

級 地 の 表平 (一級地の項、二級地の項又は四.成二十年改正条例による改正前 条の一 第 一項の表に掲げる 級の地第 の十 項: 条の

第

項

Ó

職員の給与に関する条例等の 一部を改正する条例の一部改正

3 を次のように改正する 職員の給与に関する条例等の 一部を改正する条例 (平成十七年宮城県条例第百六十一号) の 部

附則第六項の表中「又は四級地」 を削

職員の給与に関する条例等の 一部を改正する条例の一部改正

次のように改正する 職員の給与に関する条例等の 一部を改正する条例 (平成十九年宮城県条例第四十六号) の一部を

附則第十六項の表中「又は四級地」 を 削る。

職員の特殊勤務手当に関する条例の 部を改正する条例をここに公布する

(5)

限る。)」

の下に「及び有害物等取扱手当 (第十三条第一項第一号の作業に係るものに限る。以下同

宮

城

平成二十年三月二十五日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

○宮城県条例第九号

する。 職員の特殊勤務手当に関する条例 (平成十二年宮城県条例第百二十八号) の一部を次のように改正 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第六条第一項に次の一号を加える

五 従事した場合 人事委員会規則で定める機関に所属する職員がと畜検査又はと畜場の監視若しくは指導業務に

第六条第二項に次の一号を加える

五 前項第五号の業務 業務に従事した日一日につき千百円

第十三条第一項に次の一号を加える

報

第十三条第二項第二号中「及び第三号」を「、第三号及び第四号」に改める。 人事委員会規則で定める機関に所属する職員が毒劇物を取り扱う業務に従事した場合

保守作業」に改め、同号イから八までを削り、同項第三号を次のように改める。 号中「において、次に掲げる作業」を「の人事委員会規則で定める場所において行う灯標又は浮標の 改め、同号中ヌを二とし、ルを削り、同号ヲ中「ル」を「二」に改め、同号中ヲをホとし、同項第二 墜落の危険性が特に著しい現場」を加え、同号中口を削り、八を口とし、二及びホを削り、へをハと 第十八条第一項第一号イ中「又は橋梁、工事」を「、橋梁、工事」に改め、「現場」の下に「その他 トからリまでを削り、同号ヌ中「四メートル」を「十メートル」に、「を除く」を「に限る」に

Ξ 著しいもののうち人事委員会規則で定めるものを昇降して管理業務に従事したとき。 理業務に従事したとき又はダムの水面からの高さ十メートル以上の構造物で墜落の危険性が特に 下この号において「管理業務」という。) に従事する場合であって、ダムの水面からの高さ十メー トル以上の場所で墜落の危険性が特に著しいもののうち人事委員会規則で定めるものにおいて管 地方振興事務所その他人事委員会規則で定める機関に所属する職員が、ダムを管理する業務(以

又は作業に従事した日一日につき三百五十円」に改め、同項各号及び同条第三項を削り、 中「第一項第三号ロ」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第三項とする。 三条第一項第一号」の下に「の作業及び同項第四号」を加え、「。以下同じ」を削り、同条第六項中 第四十六条第一項第二号中「作業」の下に「及び同項第五号の業務」を加え、同項第五号中「第十 第十八条第二項中「次の各号に掲げる業務又は作業の区分に応じ、当該各号に定める額」を「業務 同条第四項

> じ。) が支給される職員」を加え、「(第十一条第一項第一号の作業に係るものに限る。 を削り、同条中第七項を削り、第八項を第七項とし、同条第九項の表防疫等作業手当の項中 以下同じ。)」

立入検査等業務手当有害物等取扱手当精神障害者診察立会等業務手当

を

立入検査等業務手当精神障害者診察立会等業務手当

に改め、同表災害応急作業

等手当の項中「及び第二号」を「の業務及び同項第二号」に改め、 第四十八条第三項中(第十三条第一項第一号の作業に係るものに限る。次条第四項において同じ。)」 同条第九項を同条第八項とする。

を削る。

を「とき以外のとき又は」に、「まで支給する場合以外の場合」を「まで支給するとき以外のとき。」 に改める。 第四十九条第四項中「次項」の下に「及び第六項」を加え、同項第一号中「場合以外の場合又は」

則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

ここに公布する。 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を

平成二十年三月二十五日

○宮城県条例第十号

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条

宮城県知事

村

井

嘉

浩

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)の一部を次のように改正す

るූ

				l l	ı	I	l l			
219,600 280,200	1		1	1					別	
220,600 281,200	1				194,900	254,600	297,900		別 表 第 一	
221,600 282,200	330,80	154,400	212,700	250,800	196,200		299,600		第一	
222,600 283,20	331,80	0			197,500	257,400	301,300		中	
		155,700	214,600	252,600	198,800	258,800	303,000			
223,400 284,200	332,70	157,200	216,500	254,600				1 級	2 級	3 糸
224,400 285,10	1		1	256,600	200,000	260,100	304,700	I AVX	Z 1VX	5 A
225,400 286,000	1		1	258,600	201,300		306,400	給料月額	給料月額	給料月
226,500 286,900				200,000	202,600		308,100			WH 1 17 3
220,000 200,000	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	161,600	222,000	260,500	203,900	264,300	309,800	円	円	
I-			1		203,300	204,300	303,000			
に 改 め る。		164,300		262,400	005.400	005.000	044.000	134,000	183,800	221,1
めっ		166,900		264,300	205,100	265,600	311,300	135,100	185,600	223,0
වේ		169,500	227,700	266,200	206,300		312,900	136,200	187,400	224,9
					207,500	268,200	314,500	137,300	189,200	226,8
		172,200	229,500	268,200	208,700	269,500	316,100			
		173,900	231,300	270,100				138,400	190,800	228,6
		175,600	233,100	272,000	210,000	270,600	317,800	139,500		230,6
		177,300		273,900	211,100	1	319,400			1
		, , , ,		'	212,200	273,200	321,000	140,600		232,6
		178,800	236,500	275,800	213,300	274,500	322,600	141,700	196,200	234,6
		180,600	1	1 1	210,000	214,000	022,000			
				1	214 400	275 700	224 400	142,800		236,6
		182,400		279,600	214,400	275,700	324,100	144,100	199,800	238,6
		184,200	241,000	281,500	215,500	1	325,300	145,400	201,600	240,6
					216,600		326,500	146,700	203,400	242,6
		185,800		1 1	217,700	279,000	327,700			
		187,300		285,100				148,000	205,000	244,6
		188,800	245,500	287,000	218,800	280,200	328,800	149,500		246,6
		190,300	247,100	288,900	219,900	281,200	329,800	151,000		248,6
					221,000	282,200	330,800	152,500		250,6
		191,600	248,400	290,600	222,100	283,200	331,800	152,500	210,700	250,0
		192,900	1		,	-00,-00				
		194,200	1	294,200	223,000	284,200	332,700	153,800		252,6
		'		1 1	1			155,300		254,6
		195,500	253,200	296,000	224,100	285,100	333,500	156,800	216,600	256,6
					225,200	286,000	334,300	158,300	218,600	258,6
			254,600	1 1	226,300	286,900	335,100			
		198,200	256,000	1 1	_	-		159,700	220,400	260,5
		199,500	257,400	301,300		を	_	162,300		262,4
		200,800	258,800	303,000				164,900		264,3
					1 級	2 級	3 級	167,500		266,2
		202,000	260,100	304,700				107,500	220,400	200,2
		203,300	261,500	1	給料月額	給料月額	給料月額	470.000	200 200	000.0
		204,600		1	円	円	円	170,200		268,2
		205,900		1 1	''	'3	13	171,900		270,1
		205,900	204,300	303,000	135,600	185,800	222,900	173,600		272,0
		007.455	005 000	044.000				175,300	234,000	273,9
		207,100		1 1	136,700	1	224,800			
		208,200			137,900		226,700	176,800	235,700	275,8
		209,300		1	139,000	191,200	228,500	178,600		277,7
		210,400	269,500	316,100				180,400		279,6
					140,100	192,800	230,200	182,200		281,5
		211,600	270,600	317,800	141,200	194,600	232,100	102,200	0,000	
		212,600		1	142,300	1	234,000	183,800	242,100	283,2
		212,000		1 1	143,400		235,800			
			273.200		1 ,	, , , , , ,	,	185,300	243,700	285,1
		213,600								
			1	1 1	144 500	200.000	227 700	186,800		287,0
		213,600 214,600	274,500	322,600	144,500		237,700	186,800 188,300		287,0
		213,600 214,600 215,600	274,500 275,700	322,600 324,100	145,900	201,800	239,600			287,0
		213,600 214,600 215,600 216,600	274,500 275,700 276,800	322,600 324,100 325,300	145,900 147,200	201,800 203,600	239,600 241,500		246,900	287,0 288,9
		213,600 214,600 215,600 216,600 217,600	274,500 275,700 276,800 277,900	322,600 324,100 325,300	145,900	201,800 203,600	239,600	188,300	246,900 248,400	287,0 288,9 290,6
		213,600 214,600 215,600 216,600	274,500 275,700 276,800 277,900	322,600 324,100 325,300 326,500	145,900 147,200	201,800 203,600	239,600 241,500 243,400	188,300 189,600	246,900 248,400 250,000	287,0 288,9 290,6 292,4 294,2

								_
227 000	252 000	376 200	324,700	1				
237,800		276,200			另	1		
239,200		277,900	326,600		Ž	Ę		
240,600	257,000	279,600	328,500		角	自		
					另 第二 中	_		
241,800	258,500	281,400	330,300		4	-	_	
243,400	260,100	283,100	332,000					
245,000		284,800	333,700	1 級	2 級	3 級	4 級	
246,600		286,500	335,400	I AXX	_	2 MX	4 NX	
240,000	203,300	200,300	333,400	/A W \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	사사시 다 호프	사스사기 🗆 호프	사사시 ㅁ 호프	
0.40.400	004.700		007.400	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
248,100		288,200	337,100	円	円	円	円	
249,700		290,000	338,900			, ,		
251,300	268,300	291,800	340,700					
252,900	270,100	293,600	342,500	156,200	171,500	197,900	238,100	
				157,900	173,300	199,900	239,900	
254,400	271,700	295,200	344,100	159,600	175,100	201,900	241,700	
255,800		297,000	345,800	161,300	176,900	203,900	243,500	
257,200		298,800	347,500					
		300,600		162,800	178,700	205,900	245,400	
258,600	276,800	300,600	349,200	164,600	181,000	207,900	247,300	
							1	
260,000	1	302,200	350,900	166,400	183,300	209,900	249,200	
261,500	280,000	304,000	352,600	168,200	185,600	211,900	251,100	
263,000	281,600	305,800	354,300					
264,500	283,200	307,600	356,000	169,900	187,800	214,000	252,800	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		,	,	171,600	190,300	215,800	254,700	
	-	_		173,300	192,800	217,600	256,600	
	7	<u> </u>	-	175,000	195,300	219,400	258,500	
				1		,		
1 級	2 級	3 級	4 級	176,800	197,700	221,300	260,300	
							262,000	
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	178,900	199,500	223,200		
MAT 17 J HA	MA11734X	WH! 17 J HX		181,000	201,300	225,100	263,700	
円 円	円	円	円	183,100	203,100	227,000	265,400	
158,100	173,600	200,200	240,100	185,300	205,000	228,700	267,000	
159,800		202,200	241,900	187,700	206,900	230,500	269,000	
161,500		204,200	243,700	190,100	208,800	232,300	271,000	
	1	204,200		192,500	210,700	234,100	273,000	
163,200	179,000	200,200	245,500					
				195,000	212,400	235,900	274,900	
164,700		208,200	247,400	196,800	214,200	237,400	277,000	
166,600		210,200	249,300	198,600	216,000	238,900	279,100	
168,400		212,200	251,200				1	
170,300	187,800	214,200	253,100	200,400	217,800	240,400	281,200	
					040 500	044.000	000 400	
172,000	190,000	216,300	254,800	202,300	219,500	241,900	283,100	
173,700	192,600	218,100	256,700	204,100	221,200	243,600	285,300	
175,400		219,900	258,600	205,900	222,900	245,300	287,500	
177,100	1	221,700	260,400	207,700	224,600	247,000	289,700	
177,100	197,000	221,700	200,400					
470.000	200 200	200.000	200 400	209,600	226,200	248,500	292,000	
179,000		223,600	262,100	211,400	228,000	250,100	294,000	
181,100		225,500	263,700	213,200	229,800	251,700	296,000	
183,200	203,600	227,400	265,300	215,000	231,600	253,300	298,000	
185,300	205,400	229,300	266,800	213,000	231,000	255,500	290,000	
				040.700	000 000	054.000	000 000	
187,500	207,300	231,000	268,300	216,700	233,200	254,800	299,900	
189,900	209,200	232,800	270,200	218,400	234,800	256,400	301,800	
192,300		234,600	272,100	220,100	236,400	258,000	303,700	
194,700		236,400	274,000	221,800	238,000	259,600	305,600	
134,700	210,000	230,700	217,000					
197,200	214,700	238,200	275,700	223,400	239,500	261,100	307,600	
				225,200	241,100	262,700	309,500	
199,000		239,700	277,600	227,000	242,700	264,300	311,400	
200,800		241,200	279,500	228,800	244,300	265,900	313,300	
202,600	220,100	242,700	281,400	220,000	2 +-1,000	200,000	5 7 5,500	
				230,400	245,900	267,400	315,200	
204,500	221,800	244,200	283,100					
206,300	223,500	245,800	285,300	231,900	247,500	269,200	317,100	
208,100	225,200	247,400	287,500	233,400	249,100	271,000	319,000	
209,900		249,000	289,700	234,900	250,700	272,800	320,900	
_30,000		.,						
211,800	228,500	250,400	292,000	236,400	252,200	274,500	322,800	
211,000	,		,	l .				

		213,600	230,300	251,800	294,000
<u></u>		215,400	230,300	253,300	296,000
	別表第三イクの表	217,200	233,900	254,800	298,000
	<u></u>	218,900	235,500	256,200	299,900
[ル 長	220,600	237,100	257,700	301,800
1	Ê	222,300	238,700	259,200	303,700
		224,000	240,300	260,700	305,600
1 級	2 級	225,600	241,800	262,100	307,600
給料用額	給料月額	227,400 229,200	243,300	263,600	309,500 311,400
円	円	231,000	244,800 246,300	265,100 266,600	313,300
202,200	263,500	232,600	247,800	268,000	315,200
204,400	266,600	234,100	249,200	269,700	317,100
206,600	269,700	235,600	250,700	271,400	319,000
208,800	272,800	237,100	252,200	273,000	320,900
		000.000	050.000	074.500	000 000
210,900	275,900	238,600	253,600	274,500	322,800
213,100	278,800	239,900 241,200	255,100 256,600	276,200 277,900	324,700 326,600
215,300	281,700	241,200	258,100	277,900	328,500
217,500	284,600				
		243,600	259,500	281,400	330,300
219,800	287,600	245,000	261,000	283,100	332,000
222,200	290,600	246,500	262,500	284,800	333,700
224,600	293,600	248,000	264,000	286,500	335,400
227,000	296,600	249,400	265 200	288 200	337 100
		250,900	265,300 267,000	288,200 290,000	337,100 338,900
229,300	299,600	252,400	268,700	290,000	340,700
231,700	302,400	253,900	270,300	293,600	342,500
234,100	305,200	,000	2,300	, 500	,
236,500	308,000	255,300	271,700	295,200	344,100
		256,600	273,400	297,000	345,800
238,700	310,700	257,900	275,100	298,800	347,500
241,800	313,500	259,200	276,800	300,600	349,200
244,900	316,300	260 500	270 400	302 200	350 000
248,000	319,100	260,500 261,900	278,400 280,000	302,200 304,000	350,900 352,600
		263,300	280,000	305,800	354,300
251,100	321,700	264,700	283,200	307,600	356,000
254,200	324,500	<u>-</u>	-,	,,,,,	.,
257,300	327,300		l .	-	
260,400	330,100		に 改 め る	ζ)	
263,400	332,700		ž		
266,500	335,200				
269,600	337,700				
272,700	340,200				
275,800	342,600				
278,600	344,800				
278,000	347,000				
284,200	349,200				
204,200	343,200				
287,100	351,500				
290,100	353,800				
293,100	356,100				
296,100	358,400				
299,100	360,500				
301,500					
301,500	362,600 364,700				
306,300	364,700 366,800				
300,300	300,000				

(g `	平成20年3月25日	火曜日	室	拡	県	<i>/</i> .\	軺
(3) 十规20十3月23日	八唯口	白	2/1//	ᅲ	Δ	ŦIX

202,000

203,700

205,400

256,300

259,000

261,700

300,300

302,600

304,900

360,500

362,600

364,700

号外第3号 307,200 366,800 308,600 368,800 309,400 368,800 310,000 370,700 310,600 370,700 311,400 372,600 311,800 372,600 312,800 374,500 313,000 374,500 を に改め、 1 級 2 級 別表第三口の表中 月 給 料 額 給 料月 額 円 円 204,600 265,400 206,800 268,500 209,000 271,600 274,700 211,200 1 級 2 級 月 給 料 額 給 料 月 額 213,300 277,800 215,500 280,600 円 円 217,700 283,400 219,900 286,100 147,000 190,500 148,500 192,200 222,200 288,900 150,000 193,900 224,600 291,800 151,500 195,600 227,000 294,700 229,400 297,600 153,100 197,400 154,900 199,100 231,700 300,400 156,700 200,800 234,100 303,000 158,500 202,500 236,500 305,600 238,900 308,200 160,300 204,300 206,200 162,300 241,100 310,700 208,100 164,300 244,200 313,500 166,300 210,000 247,300 316,300 250,400 319,100 168,200 211,700 170,400 213,700 253,500 321,700 172,600 215,700 256,600 324,500 174,800 217,700 259,700 327,300 262,800 330,100 177,100 219,600 179.600 222.300 332,700 265,800 182,100 225,000 268,800 335,200 227,700 184,600 271,800 337,700 274,800 340,200 187,100 230,500 188,800 233,400 277,800 342,600 190,500 236,300 280,500 344,800 192,200 239,200 283,200 347,000 285,900 349,200 242,000 193,700 195,400 244,900 288,700 351,500 197,100 247,800 353,800 291,600 198,800 250,700 294,500 356,100 297,400 358,400 200,300 253,600

 十成20年3月20日	八唯口口	7% 75	4	TIX			(10
I	470 200	I	044.000	1 1	207.000		004 400
	170,300		214,000		207,000		264,400
	172,500		216,000		208,800		267,100
	174,700		218,000		210,600		269,800
	176,900		220,000		212,400		272,500
	179,200		221,900		214,100		275,200
	181,800		224,600		215,900		277,900
	184,300		227,300		217,700		280,600
	186,800		230,000		219,500		283,300
	189,300		232,800		221,400		285,900
	191,000		235,700		223,200		288,600
	192,700		238,600		225,000		291,300
	194,400		241,500		226,800		294,000
	, , , , ,		,		.,		, , , , , , ,
	195,900		244,300		228,700		296,500
	197,600		247,100		230,500		299,200
	199,300		249,900		232,300		301,900
							1
	201,000		252,700		234,100		304,600
	202 500		255 500		225 800		307,100
	202,500		255,500		235,800		1
	204,200		258,100		237,600		309,600
	205,900		260,700		239,400		312,100
	207,600		263,300		241,200		314,600
	209,200		265,900		242,900		317,000
	211,000		268,500		244,700		319,200
	212,800		271,100		246,500		321,400
	214,600		273,700		248,300		323,600
	214,000		210,100		240,000		020,000
	216,300		276,300		250,000		325,900
	218,100		278,900		251,700		328,100
	219,900		281,500		253,400		330,300
	221,700		284,100		255,100		332,500
	223,600		286,600		256,800		334,700
	225,400		289,200		258,500		336,900
	227,200		291,700		260,200		339,100
	229,000		294,200		261,900		341,300
				-	- -		
	230,900		296,500		a	=	7
	232,600		299,200	Г	I		
	234,300		301,900		1 級	2	級
	236,000		304,600		給料月額		月額
	007.000		207 400			#□ ↑ ↑	
	237,600		307,100		円		円
	239,300		309,600				
	241,000		312,100		148,800		192,800
	242,700		314,600		150,300		194,500
	044.000		217.000		151,800		196,200
	244,300		317,000		153,300		197,900
	246,000		319,200				
	247,700		321,400		154,900		199,700
	249,400		323,600		156,800		201,400
	254 000		225 000		158,600		203,100
	251,000		325,900		160,400		204,800
	252,600		328,100				
	254,200		330,300		162,200		206,600
	255,800		332,500		164,300		208,500
					166,300		210,400
	257,400		334,700		168,300		212,300
	259,000		336,900				
				'	ı		'

1 級 2 級 3 級 給 料 月 額 給料月額 給 料 月 額 円 円 円 286,100 147,000 162,400 164,500 289,200 148,500 150,000 166,600 292,300 151,500 168,700 295,400 153,100 170,700 298,400 154,900 172,900 301,500 156,700 175,100 304,600 158,500 177,300 307,700 160,300 179,600 310,700 313,600 162,300 182,300 164,300 185,000 316,500 166,300 187,700 319,400 168,200 190,500 322,300 170,400 192,200 324,600 326,900 172,600 193,900 174,800 195,600 329,200 177,100 197,400 331,500 179,600 199,100 333,800 182,100 200,800 336,100 184,600 202,500 338,400 187,100 204,300 340,700 188,800 206,200 343,000 190,500 208,100 345,300 192,200 210,000 347,600 193,700 211,700 349,800 195,300 213,700 351,700 196,900 215,700 353,600 198,500 217,700 355,500 200,200 219,600 357,400 201,900 222,300 359,300 203,600 225,000 361,200 205,300 227,700 363,100 206,800 230,500 364,900 208,500 233,400 366,700 210,200 236,300 368,500 370,300 211,900 239,200

1	1	I
213,500	242,000	372,200
215,200	244,900	373,800
216,900	247,800	375,400
218,600	250,700	377,000
210,000	230,700	377,000
220,400	253,600	378,700
222,200	256,300	380,300
224,000	259,000	381,900
225,800	261,700	383,500
227,700	264,400	385,100
229,500	267,100	386,700
231,300	269,800	388,300
233,100	272,500	389,900
234,900	275,200	391,400
	· ·	·
236,700	277,900	392,900
238,500	280,600	394,400
240,300	283,300	395,900
241,900	285,900	397,500
243,700	288,600	398,900
245,500	291,300	400,300
247,300	294,000	401,700
249,000	296,500	403,200
250,600	299,200	404,600
252,200	301,900	406,000
253,800	304,600	407,400
255 500	207 400	400 700
255,500	307,100	408,700
257,100	309,600	410,100
258,700	312,100	411,500
260,300	314,600	412,900

を

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
148,800	164,400	286,300
150,300	166,500	289,400
151,800	168,600	292,500
<i>'</i>	·	
153,300	170,800	295,600
154,900	172,800	298,400
156,800	175,000	301,500
158,600	177,200	304,600
160,400	179,400	307,700
400.000	404 700	040.700
162,200	181,700	310,700
164,300	184,500	313,600
166,300	187,200	316,500
168,300	189,900	319,400
170,300	192,800	322,300
172,500	194,500	324,600
·		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
174,700	196,200	326,900

万 元 日 日	[] 	176,900	197,900	32
1. 5	V. 7	179,200	199,700	33
Ē.	<u> </u> 	181,800	201,400	33
٦	- -	184,300	203,100	33
4 47	0 47	186,800	204,800	33
1 級	2 級			
料月額	給 料 月 額	189,300	206,600	34
円	円	191,000	208,500	34
13	13	192,700	210,400	34
134,100	183,000	194,400	212,300	34
135,200	185,400	405.000	044.000	0.4
136,300	187,800	195,900	214,000	34
		197,500	216,000	35
137,400	190,200	199,100	218,000	35
400 500	400.700	200,700	220,000	35
138,500	192,700	202,400	221,900	35
139,800	195,000	204,100	224,600	35
141,100	197,300			
142,400	199,600	205,800 207,500	227,300	36 36
		207,500	230,000	30
143,500	201,700	209,000	232,800	36
145,100	204,000	210,700	235,700	36
146,700	206,300	212,400	238,600	36
148,300	208,600	214,100	241,500	37
149,800	210,800	215,700	244,300	37
151,700	213,200	217,400	247,100	37
153,600	215,600	219,100	249,900	37
155,500	218,000	220,800	252,700	37
		222,600	255,500	3
157,300	220,300			
159,400	223,200	224,400	258,100	38
161,500	226,100	226,200	260,700	38
163,600	229,000	228,000	263,300	38
		229,900	265,900	38
165,800	231,700	231,600	268,500	38
168,100	234,500	233,300	271,100	38
		235,000	273,700	38
170,400 172,700	237,300 240,100	233,000	273,700	30
112,100	270,100	236,700	276,300	39
174,800	243,000	238,400	278,900	39
		240,100	281,500	39
176,900	245,800	241,800	284,100	39
179,000	248,600			
181,100	251,400	243,300	286,600	39
		245,000	289,200	39
183,100	254,300	246,700	291,700	40
184,900	256,800	248,400	294,200	40
186,700	259,300			
188,500	261,800	250,000	296,500	40
.,	,	251,500	299,200	40
190,300	264,100	253,000	301,900	40
		254,500	304,600	40
192,200	266,700	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
194,100	269,300	256,100	307,100	40
196,000	271,900	257,600	309,600	41
		259,100	312,100	41
197,700	274,300	260,500	314,600	41
199,600	276,300		3,000	

<u> </u>	T 13, 20 + 3		7%	∆ +ix		(14)
			<u> </u>			
			148,500	208,400	201,500	278,300
	238,600	302,900	150,100	210,700	203,400	280,300
	240,100	304,100	,	,	,	,
	241,600	305,300	151,600	212,900	205,400	282,100
	243,100	306,500	153,500	215,300	207,300	283,500
			155,400	217,700	209,200	284,900
	244,500	307,600	157,400	220,100	211,100	286,300
	245,900	308,700				
	247,300	309,800	159,200	222,400	213,000	287,500
	248,700	310,900	161,300	225,300	215,000	288,800
			163,500	228,200	217,000	290,100
	250,200	312,100	165,600	231,100	219,000	291,400
	251,600	313,200				
	253,000	314,300	167,800	233,800	220,800	292,800
	254,400	315,400	170,200	236,600	222,900	294,100
_			172,500	239,400	225,000	295,400
	[5 -	Ž	174,800	242,200	227,100	296,700
	に と さ る					
	6		176,900	245,100	229,000	297,900
			179,000	247,800	231,100	299,200
			181,100	250,500	233,200	300,500
			183,200	253,200	235,300	301,800
			185,200	256,000	237,300	302,900
			187,000	258,400	238,900	304,100
			188,800	260,800	240,500	305,300
			190,600	263,200	242,100	306,500
			192,400	265,400	243,600	307,600
			194,300	267,900	245,100	308,700
			196,200	270,400	246,600	309,800
			198,100	272,900	248,100	310,900
			199,800	275,200	249,700	312,100
			201,700	277,100	251,200	313,200
			203,600	279,000	252,700	314,300
			205,500	280,900	254,200	315,400
					_ ক	<u>.</u>
			207,500	282,600	70	-
			209,400	283,900	4. 45	2 47
			211,300	285,200	1 級	2 級
			213,200	286,500	給料月額	給 料 月 額
			215 100	297 500	円	円
			215,100	287,500	1.3	1.7
			217,100	288,800	135,700	185,100
			219,100	290,100	136,800	187,500
			221,100	291,400	138,000	189,900
			222 000	292,800	139,100	192,300
			222,900 224,900	292,800	. 55,100	. 52,500
					140,200	194,800
			226,900	295,400	141,500	197,100
			228,900	296,700	142,800	199,400
			230,700	297,900	144,100	201,700
			230,700	297,900	,,,,,,,	- ,. 55
			232,700	300,500	145,200	203,800
			234,700	301,800	146,900	206,100
		I	200,700	001,000	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1

	4Π				4Π)	刋 集				
	級			2	級						7	文 第 Fi				
給料 /	月	額	給	料	月	額					-	1 D				
		円				円					į	別長第五イの長中				
	237	7,700			32	3,400										
		0,200				6,500			1	級				2	級	
		2,700				9,600		給	料	月	額	給	合	料	月	額
	245	5,200			33	2,700					円					P
	247	7,600			33	5,600				23	5,200				32	2,20
	251	,400			33	8,900				23	7,700					5,30
	255	5,200			34	2,200				24	0,200				32	8,40
	259	9,000			34	5,500				24	2,700				33	1,50
	262	2,600			34	8,600				24	5,100				33	4,40
		5,600				1,800					8,900					7,80
		0,600				5,000					2,700					1,20
		1,600				8,200					6,500					4,60
	278	3,500			36	1,300				26	0,100				3.4	7,80
		2,500				5,000					4,100					1,20
		5,500				8,700					8,100					4,60
		0,500				2,400					2,100					8,00
	294	1,300			37	6,000				27	6,000				36	1,30
	297	7,900			37	8,800					0,000					5,00
	301	,500			38	1,600					4,000					8,70
	305	5,100			38	4,400				28	8,000				37	2,40
	308	3,800			38	7,300				29	1,800				37	6,00
		2,600				9,900					5,500					8,80
	316	6,300			39	2,500					9,200					1,60
		0,000				5,100					2,900					4,40
	323	3,600			39	7,500				30	6,700				ጊ ይ	7,30
		5,500				9,800					0,600					9,90
		9,300				2,100					4,500					2,50
		2,100				4,400					8,400					5,10
	335	5,000			40	6,800				20	2 100				20	7 50
		7,400				8,900					2,100 5,100					7,50 9,80
		9,800				1,000					8,100					9,800 2,100
		2,200				3,100					1,100					2,100 4,400
		1.	_													
		וי ב ג	克								4,200					6,80
		F	く 削								6,800					8,90
		は己め、兄弟等ユロの表中	長								9,400					1,000
		Ē	<u> </u>							34	2,000				41	3,10
		₹	D E				_					έ				

	191,500	230,700	268,400	300,400	1 級	2 級	3 級	4 級
	192,900 194,300	232,400 234,100	270,200 272,000	302,200 304,000	給料月額	 給料月額	給料月額	 給料月額
	194,500	254,100	272,000	304,000	円	円	円	ж <u>а</u> л-173 де
,	195,500	235,900	273,700	305,700		13	13	' '
	196,800	237,600	275,400	307,400	138,600	176,100	211,800	240,400
	198,100	239,300	277,100	309,100	140,000	177,700	213,400	242,100
	199,400	241,000	278,800	310,800	141,400	179,300	215,000	243,800
'	133,400	241,000	270,000	310,000	142,800	180,900	216,600	245,500
2	200,600	242,600	280,500	312,600	444.000	400 400	040.000	0.47.00
2	201,800	244,200	282,200	314,300	144,000	182,400	218,200	247,200
2	203,000	245,800	283,900	316,000	145,700	184,000	219,900	248,900
2	204,200	247,400	285,600	317,700	147,400	185,600	221,600	250,600
					149,100	187,200	223,300	252,300
2	205,500	249,000	287,300	319,200	450.000	400.000	205.000	054.00
2	206,700	250,600	289,000	320,800	150,800	188,800	225,000	254,00
2	207,900	252,200	290,700	322,400	152,500	190,500	226,800	255,70
2	209,100	253,800	292,400	324,000	154,200	192,200	228,600	257,40
					155,900	193,900	230,400	259,10
2	210,300	255,400	293,900	325,500				
2	211,400	256,800	295,500	326,800	157,400	195,500	232,300	260,80
2	212,500	258,200	297,100	328,100	159,300	197,100	234,000	262,70
2	213,600	259,600	298,700	329,400	161,200	198,700	235,700	264,60
					163,100	200,300	237,400	266,500
2	214,700	260,900	300,100	330,500				
2	215,800	262,300	301,600	331,600	165,000	201,900	239,200	268,20
2	216,900	263,700	303,100	332,700	166,900	203,600	240,900	270,10
2	218,000	265,100	304,600	333,800	168,800	205,300	242,600	272,00
					170,700	207,000	244,300	273,90
2	219,100	266,300	306,200	334,700				
2	220,100	267,600	307,600	335,700	172,600	208,500	246,000	275,70
2	221,100	268,900	309,000	336,700	174,100	210,100	247,700	277,60
2	222,100	270,200	310,400	337,700	175,600	211,700	249,400	279,50
					177,100	213,300	251,100	281,40
2	223,200	271,300	311,700	338,500				
2	224,300	272,600	313,000	339,200	178,700	214,900	252,800	283,40
2	225,400	273,900	314,300	339,900	180,200	216,600	254,500	285,30
2	226,500	275,200	315,600	340,600	181,700	218,300	256,200	287,20
<u>_</u>	'	·	<u>-</u>	1	183,200	220,000	257,900	289,10
		<i>t</i>	<u>*</u>	7	104.000	224 700	250.600	204.40
	1 級	2 級	3 級	4 級	184,800 186,100	221,700 223,500	259,600 261,400	291,10
絵	計月額	給料月額	給料月額	給料月額	187,400	225,300	263,200	294,90
	円	円	円	円	188,700	225,300	265,000	294,90
					100,700	227,100	200,000	230,000
1	140,300	178,200	213,600	241,900	190,100	229,000	266,600	298,600
1	141,700	179,800	215,200	243,500				200,000

										_
	201,400	241,600	278,800	310,800		143,100	181,400	216,800	245,100	
						144,500	183,000	218,400	246,700	
	202,600	243,100	280,500	312,600						
	203,800	244,600	282,200	314,300		145,700	184,500	220,000	248,300	
	205,000	246,100	283,900	316,000		147,500	186,100	221,700	249,900	
	206,200	247,600	285,600	317,700		149,200	187,700	223,400	251,500	
						150,900	189,300	225,100	253,100	
	207,500	249,000	287,300	319,200						
	208,600	250,600	289,000	320,800		152,600	190,900	226,800	254,700	
	209,700	252,200	290,700	322,400		154,300	192,600	228,600	256,300	
	210,800	253,800	292,400	324,000		156,000	194,300	230,400	257,800	
						157,800	196,000	232,100	259,300	
	211,900		293,900	325,500						
	212,900		295,500	326,800		159,300	197,600	233,900	260,800	
	213,900		297,100	328,100		161,200	199,200	235,500	262,700	
	214,900	259,600	298,700	329,400		163,200	200,800	237,100	264,600	
	245 000	200 000	200.400	220 500		165,100	202,400	238,700	266,500	
	215,900		300,100	330,500		167.000	204.000	240 200	269 200	
	216,900 217,900		301,600 303,100	331,600 332,700		167,000 168,900	204,000 205,700	240,300 241,900	268,200 270,100	
	218,900		304,600	333,800		170,800	207,400	243,500	270,100	
	210,300	200,100	304,000	333,000		172,700	209,100	245,100	273,900	
	219,900	266,300	306,200	334,700		172,700	200,100	210,100	270,000	
	220,800		307,600	335,700		174,600	210,600	246,700	275,700	
	221,700		309,000	336,700		176,100	212,200	248,300	277,600	
	222,600		310,400	337,700		177,600	213,800	249,800	279,500	
						179,100	215,400	251,300	281,400	
	223,600	271,300	311,700	338,500						
	224,600	272,600	313,000	339,200		180,700	217,000	252,800	283,400	
	225,600	273,900	314,300	339,900		182,200	218,600	254,500	285,300	
	226,700	275,200	315,600	340,600		183,700	220,200	256,200	287,200	
	L	l:	_			185,200	221,800	257,900	289,100	
		رة 5 19	文 h							
						186,800	223,400	259,600	291,100	
		실 지 설				188,100	225,100	261,400	293,000	
		5元 ラゴノ の 表 こ	[] \		189,400	226,800	263,200	294,900		
		0) E			190,700	228,500	265,000	296,800	
		Ę	È	7						
	1 級	2 級	3 級	4 級		192,100	230,300	266,600	298,600	
						193,500	231,900	268,400	300,400	
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		194,900	233,500	270,200	302,200	
	円	円	円	円		196,300	235,100	272,000	304,000	
	151,500	178,300	227,100	252,800		197,500	236,800	273,700	305,700	
	152,900	180,400	228,900	254,300		198,800	238,400	275,400	305,700	
	154,300 155,700	182,500 184,600	230,700 232,500	255,800 257,300		200,100	240,000	277,100	309,100	
1	1 100,700	101,000		201,000		_55,100	_ 10,000	,.	330,100	

下笫 3 亏	平成20年3月25	口 火唯口	呂 収		ム 報			
						1	1	
232,600	262,400	306,700	334,300		157,100	186,700	234,100	258,8
234,000	264,000	308,100	335,700		158,600	189,000	235,600	260,4
235,400	265,600	309,500	337,100		160,100	191,300	237,100	262,0
236,800	267,200	310,900	338,500		161,600	193,600	238,600	263,6
220 200	268 800	242 200	339,700		162.000	106 000	240.000	265.2
238,300 239,700	268,800	312,300	•		162,900	196,000	240,000	265,3
*	270,400	313,700	341,100		164,500	197,400	241,500	266,9 268,5
241,100 242,500	272,000 273,600	315,100 316,500	342,500 343,900		166,100 167,700	198,800 200,200	243,000 244,500	270,1
242,300	273,000	310,300	343,900		107,700	200,200	244,300	270,1
243,900	275,200	317,700	345,100		169,100	201,600	245,800	271,7
245,300	276,700	319,000	346,400		171,100	203,100	247,200	273,3
246,700	278,200	320,300	347,700		173,100	204,600	248,600	274,9
248,100	279,700	321,600	349,000		175,100	206,100	250,000	276,5
249,400	281,300	322,900	350,200		177,200	207,500	251,400	278,1
250,900	282,800	324,200	351,400		179,300	209,000	252,900	279,6
252,400	284,300	325,500	352,600		181,400	210,500	254,400	281,1
253,900	285,800	326,800	353,800		183,500	212,000	255,900	282,6
	を				185,600	213,400	257,400	284,2
				-	187,800	215,100	259,000	285,8
1 級	2 級	3 級	4 級		190,000	216,800	260,600	287,4
				-	192,200	218,500	262,200	289,0
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額					
円	円	円	円		194,300	220,000	263,900	290,4
.=					195,600	221,700	265,500	292,2
153,300	180,500	229,300	254,700		196,900	223,400	267,100	294,0
154,700	182,600	231,100	255,900		198,200	225,100	268,700	295,8
156,200	184,700	232,900	257,200		100 100	000 000	272.000	007.4
157,600	186,800	234,700	258,500		199,400	226,900	270,300	297,4
159,000	100,000	226 200	259,800		200,700	228,400	271,900	299,1
160,500	188,900 191,300	236,300	•		202,000	229,900	273,500	300,80
•	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	237,800	261,200		203,300	231,400	275,100	302,50
162,000	193,600	239,300	262,600		004.000	000 000	070 700	004.0
163,500	195,900	240,800	264,000		204,600	232,900	276,700	304,0
164,800	198,300	242,200	265,500		205,900	234,400	278,200	305,6
166,500	199,700	242,200	266,900		207,200	235,900	279,700	307,20
168,100	201,100	245,000	268,500		208,500	237,400	281,200	308,80
169,700	202,500	246,400	270,100		209,900	238,800	282,800	310,40
.00,700	202,000	<u>-</u> +0,+00	210,100		211,300	240,200	284,300	310,40
171,200	203,900	247,700	271,700		211,300	240,200	285,800	312,00
173,200	205,400	249,000	273,300		214,100	243,000	287,300	315,00
175,200	206,900	250,300	274,900		,.00	_ 10,000	_01,000	370,20
177,200	208,400	251,600	276,500		215,300	244,300	288,900	316,8
,200		_5.,500	0,000		216,700	245,700	290,500	318,3
179,400	209,800	252,800	278,100		218,100	247,100	290,300	319,80
181,500	211,300	254,200	279,600		219,500	248,500	293,700	321,3
183,600	212,800	255,600	281,100		,	2.0,000	_00,.00	321,01
185,700	214,300	256,900	282,600		220,900	249,900	295,100	322,8
,. 00		, 200	,000		222,400	251,400	296,600	324,3
187,800	215,700	258,200	284,200		223,900	252,900	298,100	325,8
190,000	217,400	259,600	285,800		225,400	254,400	299,600	327,3
192,200	219,100	261,000	287,400		,	.,	,	,0
194,400	220,800	262,400	289,000		226,700	255,900	301,000	328,6
					228,200	257,500	302,400	330,00
	1				I			
196,500	222,300	263,900	290,400		229,700	259,100	303,800	331,40

(19)	7	平成	20年	₹ 3	月2	5日	火	曜	∃		宮		城		県	公	報		号	外第3号
Г		Q					2		1					第							
		○宮城県条例第十一号		平	公益認定等委員会条例をここに公布する。		٦	$\widehat{\downarrow}$	Z	施		第	ように改正する。	第 二 条	(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)		199,10	0	225,700	267,100	294,000
	公益	県冬		平成二十年三月二十五日	認定	ı	この条例の施行に関し必要な事項は、	人事委員会規則への委任)	この条例は、	(施行期日)	附	第五条第二項の表中「329,000」を「330,000」	に		般職		200,40		227,400	268,700	295,800
	認	例		土	等		例	員	例	H	則	第	芷	般	0				,	,	,
	公益認定等委員会条例	弗十		生	妥員		施施	会規		Ŭ		項	9 る	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例	t 期		201,60	0	229,200	270,300	297,400
	委員	무		月	会		行に	則	平成二十年四月一日から施行する。			の 悪	٥	任期	付研		202,90	0	230,700	271,900	299,100
	会	7		\mp	例		関	0	<u>пх</u>			中		付	究		204,20	0	232,200	273,500	300,800
	条例			吾	をこ		しが	委任	生			ς		研究	員の		205,50	0	233,700	275,100	302,500
	17.3			Н	<u></u>		要	<u></u>	卢			29,0		員	採						
					に公		事		月			00		が採	用 等		206,80		235,200	276,700	304,000
					布		項		日			を		用	に問		208,10		236,600	278,200	305,600
					9 る		,		5			3		き	ず		209,40		238,000	279,700	307,200
					Ů		人事委員会規則で定める。		施行			30,0		関す	る条		210,70	0	239,400	281,200	308,800
							萎		귤			000		á	例		212,10	0	240,700	282,800	310,400
							貝会		ද					杀例	<i>(</i>)		213,50		242,000	284,300	312,000
			$\dot{\neg}$				規					改		<u> </u>	部		214,90		243,300	285,800	313,600
			城				党で					に改める。		成	芷		216,30		244,600	287,300	315,200
			宮城県知事				定め					_0		十五	$\overline{}$		-,		,	,,,,,,	, , , , ,
			事				چ چ							(平成十五年宮城県条例第十号)の一部を次の			217,50	0	245,800	288,900	316,800
														呂城			218,90	0	247,100	290,500	318,300
			村											県			220,30	0	248,400	292,100	319,800
														例			221,70	0	249,700	293,700	321,300
			井											第十							
			=											훙			223,10		251,000	295,100	322,800
			嘉											の			224,60		252,400	296,600	324,300
			浩											— 站(226,10		253,800	298,100	325,800
			/口											を			227,60	0	255,200	299,600	327,300
														次の			228,90	0	256,600	301,000	328,600
\perp																	230,30		258,100	302,400	330,000
		第		4		3			2	第				第			231,70		259,500	303,800	331,400
	(示	第三条	融	禾	残任期間とする。		する。	かつ、		第二条	知	員会」という。)を置く。	条笋	第 一 条			233,10		260,900	305,200	332,800
	(委員の身分保障)		(職権の行使)	委員は、	崩	委員の任期は、	ચ	7	委員は、		(組織等)		<i>7</i> 7		(設置)		,		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, , , , ,	, , , , , ,
	の身	委員は、	の 行	ΙŹ	間と	の任		法律、	ΙŹ	委員会は、	等	۲۱	頃の	公益	0		234,40	0	262,400	306,700	334,300
	分	ĺţ	使	再	すっ	期			人	会		ؠٞ	規	社			235,70	0	264,000	308,100	335,700
	1禾 障			はさ	ඉ			会計	恰が			∪	走に	凶法			237,00	0	265,600	309,500	337,100
)	立		れる		二		又	高	委吕		を置	基づ	人口			238,30	0	267,200	310,900	338,500
		7		3 L		بخ		公公	念で	七		< °	<	び							
		独立してその職権を行う。		再任されることができる。		二年とする。		益法	人格が高潔であって、	委員七人以内で組織する。			条第一項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、	公益			239,70		268,800	312,300	339,700
		職		で				7	ζ	内			会	財			241,00		270,400	313,700	341,100
		惟を		さる		ただし、		係		ど組			ての	凶法			242,30	1	272,000	315,100	342,500
		行う		٥		Ų		る	員	織す			他の	人の			243,60	U	273,600	316,500	343,900
		70				委		動	ر ا ا	් ද			合	認			244.00	0	275,200	317,700	345 100
						貝 が		関	権限	-			議制	正			244,90 246,20		275,200	317,700	345,100 346,400
						欠		Ļ	に屋				の #約k	に関			240,20	i i	278,200	320,300	347,700
						た		優	属す				桜	す			248,80		279,700	320,300	349,000
						場合		れた	る事				ر ا	る法			5,00		2,.00		,
						ĮĽ.		識	項				ζ	律			250,00	0	281,300	322,900	350,200
						おけ		見を	関					平			251,30		282,800	324,200	351,400
						る油		有力	しか				城區	成			252,70		284,300	325,500	352,600
						欠		3	定				示公	Ý			254,10	0	285,800	326,800	353,800
						の委		者の	な判				益認	年法		_					
						委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、		会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、	委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、				宮城県公益認定等委員会(以下「委	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 (平成十八年法律第四十九号) 第五十					に改める。		
						任		らか	をす				寺委	弗四					9		
						期		5	る				員	+					න		
								知	یے				<u>×</u>	号							
						前任		事が	がで				以下	第							
						前任者の		知事が任命	Ę				· 不	五							
L						(J)		цþ					安								

第四条 に反して罷免されることがない 上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意 委員は、 委員会により、 心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務

(専門委員)

第五条 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委員等の服務

第六条 委員及び専門委員は、 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、 同

様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならな

報

ιį

(委員長)

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。 第七条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によって定める。

委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2

第八条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第九条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 前二条の規定は、部会について準用する

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って

定める。

附 則

施行期日)

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

| 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 十九号)の一部を次のように改正する 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例 (昭和二十八年宮城県条例第六

別表に次のように加える。

委員宮城県公益認定等委員会の委員及び専門 出席一回につき _ 六〇〇円 六 級

公立大学法人宮城大学評価委員会条例をここに公布する

平成二十年三月二十五日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

○宮城県条例第十二号

公立大学法人宮城大学評価委員会条例

第一条 この条例は、地方独立行政法人法 (平成十五年法律第百十八号) 第十一条第三項の規定に基 づき、公立大学法人宮城大学評価委員会 (以下「委員会」という。) の組織及び運営に関し必要な

(組織等)

事項を定めるものとする。

第 二条
委員会は、委員十人以内で組織する。

- 2
- 委員は、教育研究又は経営に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 残任期間とする。 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の

3

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

るූ

第三条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができ

3 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

- 第四条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務

を代理する

第五条委員会の会議は、 (会議)

委員長が招集し、委員長がその議長となる

2

委員会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことがで

は 委員会の議事は、 議長の決するところによる。

3

出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、

可否同数のとき

第六条 委員会は、 (意見の聴取等) 必要があると認めるときは、 議事に係る関係者又は専門家に対し、

出席を求めて

意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

定める。 附 則

報

第七条 この条例に定めるもののほか、

委員会の運営に関し必要な事項は、

委員長が委員会に諮って

施行期日)

1

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正

附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例 (昭和二十八年宮城県条例第六

十九号)の一部を次のように改正する。

2

別表に次のように加える

及び臨時委員公立大学法人宮城大学評価委員会の委員 出席一回につき 六〇〇円 六

級

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

○宮城県条例第十三号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例(平成十二年宮城県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第 二条第一項の表二百三十の項1ロ中間を削り、 34を 33とし、 窓から窓までを斜から窓までとし、

> 改め、 八②中「口悩及び悩」を「口悩及び悩」に、同項1八③中「口悩から悩まで」を「口悩から悩まで」 90を削り、 同表二百七十四の項を次のように改める。 (91)を(8)とし、 別から倒までを別から倒までとし、 同項 1八(1)中-(123) を「 (120) ĺĆ 同 項 1

に

報の調査を受けようとする者れ第二項の規定に基づく介護サービス情一百七十四 介護保険法第百十五条の二十 うとするとき 調査を受けよ

|条第| 項の表二百七十五の項中「一万二千円」を「前項の下欄に掲げる区分ごとに一万円」 に

改める。

附

則

定は、 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。 公布の日から施行する。 ただし、 第二条第一項の表二百三十の項の改正規

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

宮城県知事

村

井

嘉

浩

平成二十年三月二十五日

○宮城県条例第十四号

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

二百円」を「三千六百五十円」に改め、同表五十の項中「二千百円」を「二千五百五十円」に改める。 公安委員会関係手数料条例 (平成十二年宮城県条例第二十一号) の一部を次のように改正する。 |条第一項の表四十三の項中「千六百五十円」を「二千百円」に改め、 同表四十四の項中「三千

附 則

この条例は、 平成二十一年一月四日から施行する。

地方拠点都市地域の拠点地区における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布

する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十五号

地方拠点都市地域の拠点地区における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

地方拠点都市地域の拠点地区における県税の特例に関する条例 (平成十一年宮城県条例第十五号)

の一部を次のように改正する

第二条中「第五十四条」の下に「及び附則第十条の八」を加え、「百分の○・三五」を「百分の○・

附 則 四」に改める。

(施行期日)

公

報

1 下に「及び附則第十条の八」を加える部分は、公布の日から施行する。 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定中「第五十四条」 の

(経過措置)

城

県

2 動産取得税については、なお従前の例による 例の施行の日以後の同条に規定する家屋及びその敷地である土地の取得(以下「家屋等の取得」と いう。) に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の家屋等の取得に対して課する不 改正後の地方拠点都市地域の拠点地区における県税の特例に関する条例第二条の規定は、この条

ಕ್ಕ 原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布す

平成二十年三月二十五日

○宮城県条例第十六号

原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例 (平成十四年宮城県条例第六十四号)

の一部を次のように改正する

条の二の二」を加え、同条各号中「第四十一条」を「第四十七条又は附則第十条の二若しくは第十条 第二条各号列記以外の部分中「第四十一条」の下に「、第四十七条並びに附則第十条の二及び第十

の二の二」に改める

第三条中「第五十四条」の下に「及び附則第十条の八」を加え、「百分の○・三五」を「百分の○・

四」に改める。

則

(施行期日

定中「第五十四条」の下に「及び附則第十条の八」を加える部分は、公布の日から施行する。 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。 ただし、第二条の改正規定及び第三条の改正規

(経過措置)

2

の施行の日以後の同条に規定する家屋及びその敷地である土地の取得 (以下「家屋等の取得」とい 産取得税については、なお従前の例による う。)に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の家屋等の取得に対して課する不動 改正後の原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例第三条の規定は、この条例

振興拠点地域の重点整備地区における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布

する。

平成二十年三月二十五日

○宮城県条例第十七号

振興拠点地域の重点整備地区における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

宮城県知事

村

井

嘉

浩

振興拠点地域の重点整備地区における県税の特例に関する条例(平成十七年宮城県条例第三十四号)

の一部を次のように改正する。

四」に改める。 第二条中「第五十四条」の下に「及び附則第十条の八」を加え、「百分の○・三五」を「百分の○・

則

(施行期日)

宮城県知事

村

井

嘉

浩

1 下に「及び附則第十条の八」を加える部分は、公布の日から施行する。 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定中「第五十四条」 の

(経過措置)

2

改正後の振興拠点地域の重点整備地区における県税の特例に関する条例第二条の規定は、この条

県

(区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第二条

(23) 平成20年3月25日

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する 動産取得税については、なお従前の例による いう。) に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の家屋等の取得に対して課する不 例の施行の日以後の同条に規定する家屋及びその敷地である土地の取得 (以下「家屋等の取得」 平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井

嘉

浩

○宮城県条例第十八号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例(平成十四年宮城県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条を第八条とし、第三条から第五条までを二条ずつ繰り下げる

第二条中「別表」を「別表第二」に改め、同条を第四条とし、第一条の次に次の二条を加える (本人確認情報を提供する区域内の市町村の執行機関及び提供に係る事務 法第三十条の七第四項第二号の条例で定める区域内の市町村の執行機関 (以下単に「区域内

の市町村の執行機関」という。) 及び条例で定める事務は、別表第一のとおりとする

機に本人確認情報を送信する方法により行うものとする。 の提供 (同項第二号に掲げる場合における提供に限る。) は、規則で定めるところにより、知事の 使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算 知事が行う法第三十条の七第四項の規定による本人確認情報の区域内の市町村の執行機関へ

号までを四号ずつ繰り下げ、第九号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。 別表中「(第二条関係)」を「(第四条関係)」に改め、第十三号を第十七号とし、第十号から第十二

十三 消費生活条例 (昭和五十一年宮城県条例第十四号) による訴訟の費用に充てる資金の貸付け に関する事務であって別に規則で定めるもの

別表中第八号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 心身障害者扶養共済条例 (昭和四十四年宮城県条例第二十二号) による年金受給権者の死亡 の届出及び現況に関する届出に関する事務であって別に規則で定めるもの

える。 別表中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加

七 がん具等自動販売機等の設置の届出及び届出事項の変更の届出に関する事務であって別に規則で 青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)による図書類自動販売機等及び特定

定めるもの

ح

別表中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則 (平成十三年

環 境 省令第十三号)による第一種フロン類回収業者が引き渡したフロン類を再利用する者又経済産業省令第十三号)による第一種フロン類回収業者が引き渡したフロン類を再利用する者又

別表を別表第二とし、附則の次に次の一表を加える。 はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者の認定に関する事務であって別に規則で定めるもの

別表第一 (第二条関係)

仙台市長	の執行機関提供を受ける区域内の市町村
現況に関する届出に関する事務であって別に規則で定めるもの心身障害者扶養共済制度に係る年金受給権者の死亡の届出及び	事

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

衛生試験手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

○宮城県条例第十九号

衛生試験手数料条例の一部を改正する条例

の項から四十三の項」に、「四十四の項」を「四十五の項」に改め、同項1□②中「二十五の項、三十 中「二十四の項まで、二十六の項から三十の項まで、三十二の項、四十の項から四十二の項」を「二 及び四十五の項から五十の項」を「三十八の項及び四十六の項から五十一の項」に改め、同項1〇〇 十七の項から五十一の項」に改める。 「三十七の項から三十九の項」を「三十八の項から四十の項」に、「四十六の項から五十の項」を「四 十七の項」に、「四十三の項及び四十五の項」を「四十四の項及び四十六の項」に改め、同項1□③中 十の項まで、二十二の項から二十五の項まで、二十七の項から三十一の項まで、三十三の項、四十一 の項、三十三の項から三十六の項」を「二十一の項、二十六の項、三十二の項、三十四の項から三 別表第一号の表一の項1⊖⑴中「五十の項」を「五十一の項」に改め、同項1⊖②中「三十七の項 衛生試験手数料条例(昭和二十六年宮城県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

則

号外第3号 平成20年3月25日 火曜日 宮 城 県 公 報 (24) 2 項」を「三十八の項及び四十六の項から五十一の項」に改める。 の項及び四十六の項から五十一の項」に改め、同条第三項中「三十七の項及び四十五の項から五十の 第二項中「三十の項」を「三十一の項」に、「三十七の項及び四十五の項から五十の項」を「三十八 2 ○宮城県条例第二十一号 ○宮城県条例第二十号 簡易給水施設等の規制に関する条例 (昭和五十年宮城県条例第十四号)の一部を次のように改正す 衛生技術者養成施設条例(昭和三十九年宮城県条例第九号)の一部を次のように改正する。 第十一条の二第一項中「三十一の項から五十の項」を「三十二の項から五十一の項」に改め、 簡易給水施設等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 第四条第一項の表中「一〇三、二〇〇円」を「一一八、八〇〇円」に改める。 衛生技術者養成施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。 この条例の施行の日前に委託がなされた試験に係る手数料については、なお従前の例による。 (経過措置) 施行期日) 経過措置) この条例の施行の日の前日において衛生技術者養成施設に在学する者に係る在学中の授業料の額に この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。 平成二十年三月二十五日 平成二十年三月二十五日 この条例は、 施行期日 附 衛生技術者養成施設条例の一部を改正する条例 簡易給水施設等の規制に関する条例の一部を改正する条例 則 則 平成二十年四月一日から施行する。 宮城県知事 宮城県知事 村 村 井 井 嘉 嘉 浩 浩 同条 2 2 第

ついては、なお従前の例による

高齢者権利擁護推進委員会条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井

嘉

浩

○宮城県条例第二十二号

高齢者権利擁護推進委員会条例

(設置等)

第一条 知事の諮問に応じ、高齢者虐待の防止その他高齢者の権利擁護の推進に関する重要事項を調

査審議するため、宮城県高齢者権利擁護推進委員会 (以下「委員会」という。) を置く

委員会は、前項に規定する重要事項に関し知事に意見を述べることができる

(組織等)

一条 委員会は、委員十人以内で組織する。

委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

関係行政機関の職員

学識経験を有する者

号。以下「法」という。) 第二条第五項第一号に規定する養介護施設 (以下「養介護施設」とい 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成十七年法律第百二十四

う。) 及び同項第二号に規定する養介護事業 (以下「養介護事業」という。) を行う事業所の役員

又は職員

養介護施設を利用し、又は養介護事業のサービスの提供を受ける者を養護する者

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の

残任期間とする。

委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第三条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める

委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務

(会議)

を代理する。

第四条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

報

委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2

委員会の会議は、

委員の半数以上が出席しなければ開くことができない

第五条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って 定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(身体拘束ゼロ作戦推進委員会条例の廃止)

2 身体拘束ゼロ作戦推進委員会条例(平成十七年宮城県条例第五十九号)は、廃止する。

3 (附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正) 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例 (昭和二十八年宮城県条例第六

十九号)の一部を次のように改正する

別表宮城県身体拘束ゼロ作戦推進委員会の委員の項を削り、同表に次のように加える

宮城県高齢者権利擁護推進委員会の委員 出席一回につき 六〇〇円 六 級

感染症診査協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十三号

感染症診査協議会条例の一部を改正する条例

感染症診査協議会条例 (平成十一年宮城県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号及び第三号を次のように改める。

一 大崎・栗原保健所結核診査部会 宮城県大崎保健所及び宮城県栗原保健所

登米・石巻・気仙沼保健所結核診査部会 宮城県登米保健所、宮城県石巻保健所及び宮城県気

仙沼保健所

則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(25)

肝炎対策協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

○宮城県条例第二十四号

肝炎対策協議会条例 (平成十九年宮城県条例第三十三号) 肝炎対策協議会条例の一部を改正する条例 の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える

(部会)

第六条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

協議会に、部会の所掌に属させられた事項 (以下「所掌事項」という。)の審議に資するため、

2

部会委員を置くことができる。

部会委員は、所掌事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 4 部会に属すべき委員及び部会委員は、五人以内とし、会長が指名する

5 第二条第三項及び第四項の規定は部会委員について、前三条の規定は部会について準用する。

6 所掌事項については、部会の議決をもって協議会の議決とする。

則

(施行期日)

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

1

(部会委員の任期の特例

員の任期の終期までとする。 第五項において準用する同条例第二条第三項の規定にかかわらず、当該宮城県肝炎対策協議会の委 対策協議会条例第六条第一項の規定により設置された部会に係る部会委員の任期は、同条例第六条 定により任命されている宮城県肝炎対策協議会の委員の任期の終期までに任命された改正後の肝炎 この条例の施行の日からこの条例の施行の際現に改正前の肝炎対策協議会条例第二条第二項の規

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 十九号)の一部を次のように改正する。 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例 (昭和二十八年宮城県条例第六

別表宮城県肝炎対策協議会の委員の項中「委員」の下に「及び部会委員」を加える。

心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例をここに公布する

平成二十年三月二十五日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

○宮城県条例第二十五号

心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例

円」に改め、同項第三号中「十万円」を「二十五万円」に改め、同条第二項第一号中「二万円」を 「二十五万円」に改める。 「五万円」に改め、同項第二号中「五万円」を「十二万五千円」に改め、同項第三号中「十万円」を 第十七条第一項第一号中「二万円」を「五万円」に改め、同項第二号中「五万円」を「十二万五千 心身障害者扶養共済条例(昭和四十四年宮城県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二号中「五万円」を「十二万五千円」に改め、同項第三号中「十万円」を「二十五万円」に改める。 円」を「七万五千円」に改め、同項第二号中「五万円」を「十二万五千円」に改め、同項第三号中 「十万円」を「二十五万円」に改め、同条第四項第一号中「三万円」を「七万五千円」に改め、 二万五千円」に改め、同項第三号中「十万円」を「二十五万円」に改め、同条第三項第一号中「三万 第十七条の二第二項第一号中「三万円」を「七万五千円」に改め、同項第二号中「五万円」を「十 同項

則

(施行期日)

県

1

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

弔慰金の額の特例

城

2 正前加入者等」という。)が施行日前に加入した口数に係る改正後の心身障害者扶養共済条例(以 あるのは「十五万円」とする。 と、同項第二号中「十二万五千円」とあるのは「七万五千円」と、同項第三号中「二十五万円」と 「二十五万円」とあるのは「十五万円」と、同条第二項第一号中「五万円」とあるのは「三万円」 のは「三万円」と、同項第二号中「十二万五千円」とあるのは「七万五千円」と、同項第三号中 下「新条例」という。)第十七条の規定の適用については、同条第一項第一号中「五万円」とある 心身障害者扶養共済制度に加入している者であって施行日以後本県の制度に加入したもの(以下)改 て施行日以後引き続き本県の制度に加入しているもの及び施行日前に他の地方公共団体の実施する いう。) に基づく心身障害者扶養共済制度 (以下「本県の制度」という。) に加入している者であっ この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 前に心身障害者扶養共済条例 (以下「条例」と

脱退一時金の額の特例)

3 同条第二項第一号中「七万五千円」とあるのは「四万五千円」と、同項第二号中「十二万五千円. とあるのは「七万五千円」と、 改正前加入者等が施行日前に加入した口数に係る新条例第十七条の二の規定の適用については、 同項第三号中「二十五万円」とあるのは「十五万円」と、同条第三

> 中「七万五千円」とあるのは「四万五千円」と、同項第二号中「十二万五千円」とあるのは「七万 は「七万五千円」と、同項第三号中「二十五万円」とあるのは「十五万円」と、同条第四項第一号 項第一号中「七万五千円」とあるのは「四万五千円」と、 五千円」と、同項第三号中「二十五万円」とあるのは「十五万円」とする 同項第二号中「十二万五千円」 とあるの

(経過措置)

4

退一時金の額については、なお従前の例による 七条の二第一項第一号に規定する脱退の申出又は同項第二号に規定する口数の減少の申出に係る脱 施行日前の条例第二条第三号に規定する加入障害者の死亡に係る弔慰金及び施行日前の条例第十

薬事法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する

平成二十年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十六号

薬事法施行条例(平成十二年宮城県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。 薬事法施行条例の一部を改正する条例

験の申請の際)」を加え、同項中第三十号を第三十四号とし、第二十九号を第三十三号とし、第二十 第八条を第十条とし、第七条第一項中「申請の際」の下に「(第十六号に掲げる者にあっては、 受

八号を第三十号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十一 省令第百五十九条の十一第一項の規定による販売従事登録証の書換え交付を申請する者 三千二百円

三十二 省令第百五十九条の十二第一項の規定による販売従事登録証の再交付を申請する者 三千 二百円

第十五号の次に次の二号を加える 第七条第一項中第二十七号を第二十九号とし、第十六号から第二十六号までを二号ずつ繰り下げ、

十六 法第三十六条の四第一項の規定による登録販売者試験を受けようとする者 一万七千六百円

第七条第一項に次の一号を加え、同条を第九条とする。

法第三十六条の四第二項の規定による販売従事登録を申請する者

一万円

第八条第一項の規定による合格証明書の再交付を申請する者 三千二百円

第六条の次に次の二条を加える

(合格証明書の交付)

第七条 知事は、登録販売者試験に合格した者 (以下「合格者」という。) に、合格証明書を交付す

とができる。

第八条合格者は、合格証明書を破り、

汚し、又は失ったときは、合格証明書の再交付を申請するこ

次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければな

(合格証明書の再交付)

るූ

2

前項の規定による申請をする者は、

城

県

公

報

ιį

3

申請の理由

合格証明書を破り、又は汚した合格者は、前項の申請書にその合格証明書を添えなければならな

二 合格した登録販売者試験の施行の年月日

附 則

この条例は、 平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月二十五日

後期高齢者医療財政安定化基金条例をここに公布する

宮城県知事 村 井

嘉

浩

○宮城県条例第二十七号

後期高齢者医療財政安定化基金条例

宮

第一条 後期高齢者医療の財政の安定化に資するため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十 安定化基金 (以下「基金」という。)を設置する。 七年法律第八十号。以下「法」という。) 第百十六条第一項の規定に基づき、後期高齢者医療財政

(拠出率)

第二条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令 (平成十九年政令 第三百二十五号) 第十九条第一項の条例で定める割合は、一万分の十六とする。

(積立て)

(27) 第四条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管 (管理)

(管理)

第三条 毎年度基金として積み立てる額は、当該年度の予算で定める額の範囲内の額とする。

しなければならない。

(運用収益の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとす

(処分)

第六条 基金は、法第百十六条第一項第一号に掲げる事業に要する経費に充てる場合に限り、処分す

ることができる

一 氏名、住所及び生年月日並びに本籍地の都道府県名 (日本国籍を有していない者にあっては

(繰替運用)

第七条 知事は、財政上必要があると認めるときは、 基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる 確実な繰戻しの方法、 期間及び利率を定めて、

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

冨県宮城推進基金条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

○宮城県条例第二十八号

富県宮城推進基金条例

第一条 富県宮城の実現に向けた施策 (県経済の成長を図るための産業振興に関する施策をいう。) 律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、富県宮城推進基金 (以下「基金」という。) 及び大規模な地震による被害の最小化に関する施策を推進するため、地方自治法(昭和二十二年法 を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、県に納付された宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四 当該法人について同条例附則第十条の二の二の規定の適用があるものとして同条の規定により計算 十二号) 附則第十条の二の規定により法人の事業税の額が定められる法人の事業税の収入額から、 して得た事業税に相当する額を控除して得た額とし、予算で定める。

(28) 第三条 しなければならない (運用収益の処理) 基金に属する現金は、 確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとす వ్త

(繰替運用等)

(処分)

第五条 基金は、第一条に規定する施策の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することがで

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、

基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れ

報 て運用することができる。

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

平成二十年三月二十五日

職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

城

県

この条例は、

平成二十年四月一日から施行する。

則

公

宮城県知事 村 井 嘉

浩

○宮城県条例第二十九号

職業能力開発校条例の一部を改正する条例

職業能力開発校条例(昭和四十九年宮城県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第七条の表授業料の項中「一一五、二〇〇円」を「一一八、八〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、 平成二十年四月一日から施行する。

農業実践大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する

平成二十年三月二十五日

○宮城県条例第三十号

宮城県知事

村

井

嘉

浩

農業実践大学校条例の一部を改正する条例

農業実践大学校条例(昭和五十八年宮城県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表養成課程の項中「一一五、二〇〇円」を「一一八、八〇〇円」に改める。

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する

平成二十年三月二十五日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

○宮城県条例第三十一号

屋外広告物条例の一部を改正する条例

屋外広告物条例(昭和四十九年宮城県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

別表簡易広告物の項中「六〇〇円」を「五〇〇円」に改め、同表固定広告物及び移動広告物の項中

四八〇円」を 六〇〇円」に、

「一平方メートル以内のもの

「一平方メートル以内のもの

「二、四〇〇円」に、「四八〇円を」を「八〇〇円を」に改め、同表特殊装置広告物の項中「一平方 「九六〇円」を「一、二〇〇円」に、「一、四四〇円」を「一、八〇〇円」に、「一、九二〇円」を 七二〇円」を「一平方

メートル以内のもの

メートル以内のもの

四〇円」を「一、八〇〇円」に、「二、一六〇円」を「二、七〇〇円」に、「二、八八〇円」を「三、 六○○円」に、「七二○円を」を「一、二○○円を」に改める。

九〇〇円」に、「一、四

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に申請がなされた許可に係る手数料については、なお従前の例による。